需給契約要綱 (從量電灯B)

2025年10月1日 実施 株式会社レクスポート

目 次

第1	条	適用条件	:
第2	条	契約要綱の変更	
		契約期間	
第4	条	供給電気方式,供給電圧および周波数	2
第 5	条	契約電流	2
第6	条	料金	4
第7	条	その他	Į

本 則

第1条 適用条件

- 1. この需給契約要綱(以下「本契約要綱」といいます。)は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款(以下「託送供給等約款」といいます。)にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に電気需給約款(低圧)(以下「需給約款」といいます。)とあわせて適用いたします。
 - (1) 契約電流が 10 アンペア以上であり, かつ, 60 アンペア以下であること。
 - (2) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります
- 2. 本契約要綱は、次の地域に適用いたします。 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県 ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

第2条 契約要綱の変更

- 1. 当社は、本契約要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の需給契約要綱によります。
 - (1) 託送供給等約款の変更または法令の制定もしくは改廃により,本契約要綱を変更する必要が生じた場合
 - この場合,当社は,変更後の託送供給等約款または法令をふまえ本契約要綱を変更いたします。 なお、本契約要綱を変更するまでの間,本契約要綱における託送供給等約款は,変更後の託送供 給等約款といたします。
 - (2) 消費税法および地方消費税法の税率が変更された場合 この場合,当社は、変更された税率にもとづき本契約要綱を変更いたします。
 - (3) (1)および(2)以外の事由であって,社会情勢の変化または電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により,本契約要綱を変更する必要が生じた場合
- 2. 当社は、本契約要綱の変更を行なう場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、 変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。この場合、変更とならない事項については、 お知らせを省略することがあります。
 - なお,法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合は,あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要についてのみお知らせし,変更した後のお知らせはいたしません。

3. 当社は、本契約要綱の変更を行なう場合は、その内容について当社のウェブサイト上に掲載する方法または当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。

第3条 契約期間

契約期間は,需給約款第7条(需給契約の成立および契約期間)2によります。ただし,契約期間満了に先だって,原則として他の需給契約要綱または特定小売供給約款に規定する需給契約に変更することはできません。

第4条 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は,交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし,周波数は,標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし,技術上やむをえない場合には,交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

第5条 契約電流

- 1. 契約電流は,10 アンペア,15 アンペア,20 アンペア,30 アンペア,40 アンペア,50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし,お客さまの申出によって定めます。
- 2. 当社は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または 電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置 が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合に は、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

第6条 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)3 によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2 (燃料費調整)1(1)によって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、需給約款別表 2 (燃料費調整)3 によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給約款別表 2 (燃料費調整)1(1)によって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、需給約款別表 2 (燃料費調整)3 によって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、需給約款別表 2 (燃料費調整)3 によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1. 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、 半額といたします。

契約電流 10 アンペア	328円94銭
契約電流 15 アンペア	493円42銭
契約電流 20 アンペア	657円89銭
契約電流 30 アンペア	986円83銭
契約電流 40 アンペア	1,315円78銭
契約電流 50 アンペア	1,644円72銭
契約電流 60 アンペア	1,973円66銭

2. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17円89銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの	24円40銭
1 キロワット時につき	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28円19銭

第7条 その他

- 1. 当社は、需給約款第 21 条(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表(料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)によるものといたします。
- 2. その他の事項については、需給約款によるものといたします。

附 則

1. 実施期日

本契約要綱は、2025年6月1日から実施いたします。

別 表

料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

1. 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

第1段階料金適用電力量 = 120キロワット時 × 日割り計算対象日数 検針期間等の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは,最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 = 300キロワット時 × 日割り計算対象日数 - 第1段階料金適用電力量

なお,第 2 段階料金適用電力量とは,120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット 時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

2. 需給約款第20条(料金の算定)1(3)に該当する場合は,1の

日割り計算対象日数 検針期間等の日数 は、 日割り計算対象日数 といたします。

- 3. 1 に規定する日割計算後の第 1 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- 4. 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の 1 および 2 の「検針期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。
 - (1) 検針期間等の日数
 - (a) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の日数といたします。
 - (b) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の日数といたします。
 - (2) 暦日数
 - (a) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。
 - (b) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。